

長野県

ポスト コーディネーター に向けて

長野県では、平成25年度に国のコーディネーター制度が廃止された後も、昨年度までコーディネーターを4つのエリアに配置していた。精神障がい者の地域移行支援の要であった県のコーディネーターがいなくなった今年度、独自にコーディネーターを配置した圏域や市もあるが、専任のコーディネーターがない地域でも体制整備を推進することを目指し、連絡会議を開催してノウハウの伝達に取り組んでいる。

1 県の基礎情報

長野県



取組内容

【人材育成の取り組み】

- 地域生活支援コーディネーター等連絡会の開催
- 研修会の開催
退院後生活環境相談員・地域援助事業者等研修会

精神障がい者地域移行推進研修会

【精神障がい者の地域移行の取り組み】

- 精神障がい者地域生活支援協議会の開催
- 障がい者支え合い活動支援事業

基本情報

圏域数	10カ所
人口	2,097,632人
精神科病院の数	30病院
精神科病床数	4,736床
入院精神障害者数	3か月未満：846人（20.4%）
	3か月以上1年未満：745人（17.9%）
	1年以上：2,564人（61.7%）
退院率	入院後3か月時点：61.9%
	入院後1年時点：91.3%
相談支援事業所数	一般相談事業所数：70
	特定相談事業所数：270
障害福祉サービスの利用状況	地域移行支援サービス：243人
	地域定着支援サービス：177人
保健所	11カ所（中核市1含む）
（自立支援）協議会	（精神障害者の地域移行について議論） ：精神障がい者地域移行支援部会 （活動頻度）：2回／年 精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会 （活動頻度）：4回／年
精神保健福祉審議会	委員12名 1回／年

※H27年4月時点

2 都道府県としての精神障がい者の地域移行推進のための人材育成の取り組みの経緯

年度	実施内容
24年度	①精神障害者地域移行コーディネーターの配置（県） 5エリアに5人 専任 コーディネーターの役割は、地域体制整備が中心 ②研修会の開催（精神保健福祉センター） <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域生活移行支援研修会 ・アウトリーチ支援研修会 2回 ・(圏域体制強化)精神障害者地域生活支援関係者研修会 2圏域 ③普及啓発資料（精神保健福祉センター） 地域移行・地域定着支援の個別給付についてのリーフレット作成
25年度	①精神障害者地域生活支援コーディネーターの配置（県） 4エリアに4人 活動日数は、概ね月12日（週3日程度） ②研修会の開催（精神保健福祉センター） <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行推進研修会 ・高齢精神障害者地域支援研修会 ③普及啓発資料（精神保健福祉センター） <ul style="list-style-type: none"> ・「精神保健福祉ハンドブック2013」発行 ・「精神障がい者支援のための基礎的対応ガイドブック」発行
26年度	①精神障がい者地域生活支援コーディネーターの配置（県） ②研修会の開催（精神保健福祉センター） <ul style="list-style-type: none"> ・退院後生活環境相談員・地域援助事業者等研修 ・高齢精神障がい者地域支援研修会 ③普及啓発資料（精神保健福祉センター） 「高齢精神障がい者退院支援実践ヒント集」作成
27年度	①地域生活支援コーディネーター等連絡会開催（県） 保健所の担当者、障がい者総合支援センターの精神障がい者地域生活支援担当者等を参集 圏域間の情報交換・課題の検討、知識・技術を習得するための研修・事例検討 ②研修会の開催（精神保健福祉センター） <ul style="list-style-type: none"> ・退院後生活環境相談員・地域援助事業者等研修会 ・精神障がい者地域移行推進研修会 ③普及啓発資料（精神保健福祉センター） 「精神科病院スタッフのための退院支援ミニテキスト」作成

3 都道府県としての精神障がい者の地域移行の取り組みの経緯

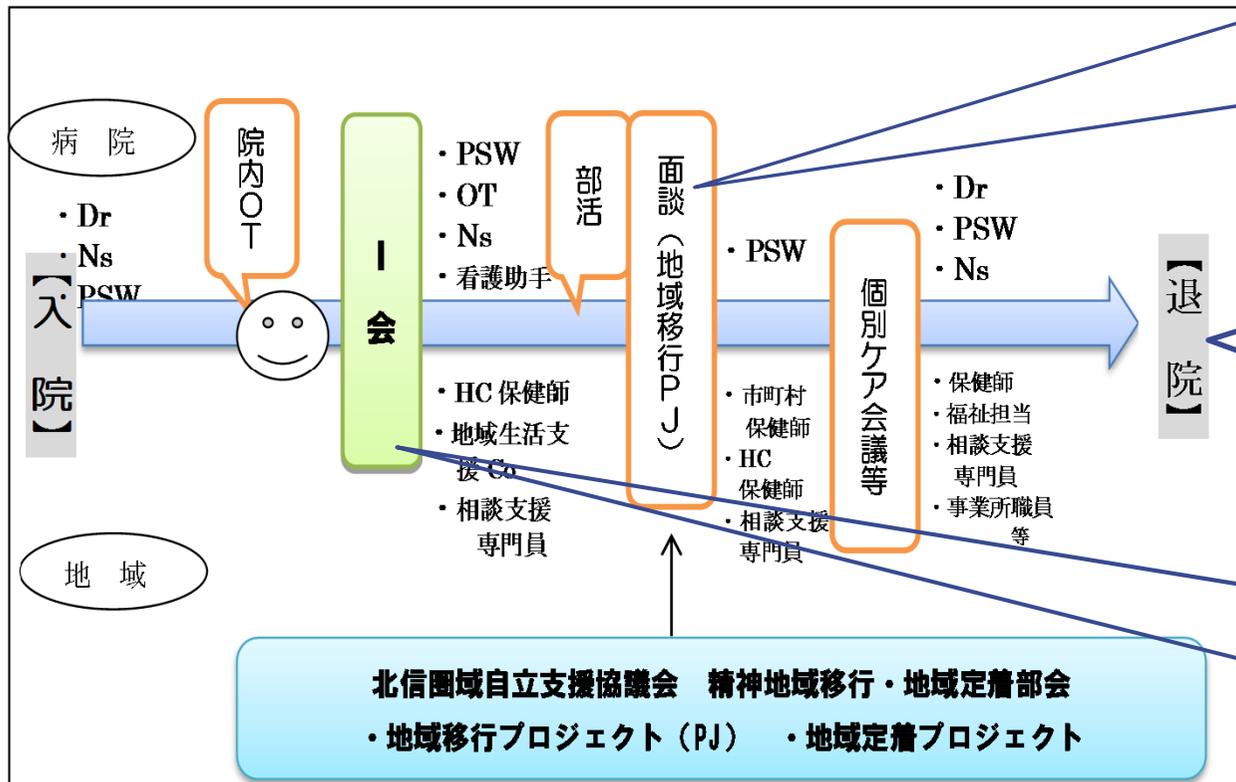
年度	実施内容
24年度	①精神障害者地域移行支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障害者支え合い活動支援事業（せいしれんに委託） 訪問面接、講演等 ③自立支援協議会等 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行支援部会 年3回 ・精神障害者地域移行コーディネーター等連絡会 年4回
25年度	①精神障害者地域生活支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障害者支え合い活動支援事業（せいしれんに委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行支援部会 年3回 ・精神障害者地域生活支援コーディネーター等連絡会 年3回
26年度	①精神障がい者地域生活支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障がい者支え合い活動支援事業（ピアサポートネットワークに委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者地域移行支援部会 年3回 ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会 年3回
27年度	①精神障がい者地域生活支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障がい者支え合い活動支援事業（ピアサポートネットワーク委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者地域移行支援部会 年2回 ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会 年4回 保健所の担当者、障がい者総合支援センターの精神障がい者地域生活支援担当者等を参集 圏域間の情報交換・課題の検討、知識・技術を習得するための研修・事例検討

3-1 北信圏域の取組①

	概要等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
北信地域障がい福祉自立支援協議会地域移行・地域定着部会 【方針】 精神障がいの方が、住み慣れた地域を拠点とし、ご本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう入院中から医療・福祉・保健等で連携して支援が行えるよう体制を構築していく。さらに啓発活動等を行い、安心して暮らし続けていける地域づくりを目指す	地域移行PJ 医療・行政中心 ・管内6市町村 ・精神科有床病院2の看護師長、PSW ・保健福祉事務所	①長期入院者との面談(H24～) ・面談は市町村保健師、保健所保健師、障害者総合相談支援センター相談員 ②事例検討	①継続 ②継続 ＊精神保健福祉法改正学習会開催	①継続し、対象を拡大 ②継続。権利擁護部会からも司法書士等に参加してもらうようになる	・26年度までは県の地域生活支援コーディネーター参加 ・27年度は権利擁護部会において部会の状況等報告し意見交換する場を持った。
	地域定着PJ 福祉・行政中心 ・管内6市町村 ・事業所 ・保健福祉事務所(保健・福祉)	①北信地域資源視察ツアー(全4回) ②家族研修会	②継続 ③入院している者に向けて地域資源マップ作成 ④当事者交流の場開催開始	②継続 ③更に具体化したマップ作成 ④継続、2か所に増やす ⑤暮らしの場確保に向けて検討開始	・マップについては当事者の意見を取り入れて作成。医療機関での活用等確認し、更に具体的なテーマで作成中 テーマ:自分らしく暮らしたいと思っているあなたへ
長期入院者院内グループ活動(I会)	平成21年度に病棟レクに地域関係者が参加し、平成22年度からI会として発足	プログラムは希望を取り入れ企画レク、話し合い等実施 外出:日中活動の場へ	外出:日中活動の場、精神保健福祉手帳が使える施設	外出:住む場所、働く場所	・平成22年4月から平成27年12月までの退院者21名 ・退院支援は前面に出さず、地域とのつながりを重視している
北信保健福祉事務所	・I会発足への働きかけ ・地域への啓発	①精神保健福祉学習会(当事者の体験発表)	①継続 ②I会についてまとめ、全県に向けて発表	①継続	I会において外部スタッフとして参加し、卒業生との交流企画を担当

3-2 北信圏域の取組②

<図>現在の当事者に対する入院から退院までの支援例



・病棟スタッフが外出に同行し、当事者の意外な一面を見たり、スタッフ自身が退院後の生活のイメージを持てるようになることで、病棟全体のイメージが少しずつ変わっている。(PSW)
 ・I会卒業生(退院者)は再入院が少ない印象。休息的な入院はあっても、短期間で地域に戻る。(OT)

一番楽しかったのは、地域の人達と交流できていろんな話が出来たこと。みんな良くしてくれたから自然な気持ちで話が出来たし、話をする事で希望が持てた(退院者)

・外に出ると、天井がないというだけで気分が変わる。(参加者)
 ・まさか、I会から自分より長く入院していた人が退院するなんて思っていなかった。自分もこれからの事を考えなきゃなあと思った(参加者)

4 都道府県としての来年度への抱負

地域移行推進のための人材育成について

- ・人材育成に果たしていた県コーディネーターの役割は大きく、医療機関への働きかけや相談支援事業所への技術的支援を含めた地域の体制整備や、複数圏域にまたがる地域移行支援の窓口としての機能を果たしていた。圏域ごとに異なっても、その役割を円滑に果たせる体制が作れるように働きかける。
- ・今後は、高齢精神障がい者の地域移行が質・量ともに重要であり、精神障がい者について理解して支援できる介護支援関係者が増えるように取り組む。

市町村支援について

- ・専任のコーディネーターがいる地域もあるが、業務の習熟度は様々な状態。精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会での情報交換、事例検討等や精神障がい者地域生活支援協議会の研修等を通じ、ノウハウを伝えていく。

地域移行の推進について

- ・H29年度目標値（・入院後3か月時点の退院率を64%以上にする・入院後1年時点の退院率を91%以上にする・入院1年以上入院者を2,370人以下にする）の達成に向け、特に高齢精神障がい者の退院支援に取り組む。

5 次年度の戦略

長期目標

圏域精神障がい者地域生活支援協議会の構成員として、介護支援者に参加してもらい、援助のノウハウを共有し、高齢精神障がい者の退院を増やす

短期（次年度）目標

全保健福祉事務所で、介護支援者向けに、精神障がい者支援のための研修会を実施する（平成29年度まで）

目標達成のためのスケジュール(いつ、だれが、何を、どのように実施するか)

時期	名称	実施内容
4月	保健福祉事務所等担当者会議	研修の方向性について県から説明
5月	コーディネーター等連絡会	圏域ごとの取組や例を情報交換
6月	精神障がい者地域移行支援部会	介護支援関係の委員と広報等について協議
秋～	研修会	保健福祉事務所が主催して実施